

南砺市農業委員会第11回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 5月 9日
- 2.開会時刻 令和 6年 6月 4日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 6年 6月 4日 午後3時24分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 17名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	欠	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	欠
10	北島 直道	欠	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地の非農地証明願いについて

議案第48号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画(案)について

第3 報告第14号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由
里、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第 11 回南砺市農業委員会令和 6 年 6 月の総会を開催いたします。昨今の農業情勢につきましては、先月 5 月 29 日、参議院本会議で農政の憲法と言われる食料農業農村基本法の改正が賛成多数により成立したところでございます。南砺市内におきましては、昨日五箇山というお酒ができましたということが新聞にも載っておりますけれどもそういうこともございました。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 17 名が出席されております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

本日は大変ご苦勞様でございます。今ほど事務局長からありましたように、5 月 29 日に参議院におきまして、食料農業農村基本法、私ども農業者でいうところの農業憲法、骨子の案が成立したということでございます。私どもといたしましては、真に私ども農業者が望む政策がこれからどういうふうに提案され枝葉が出てくるのかと思っておりますが、私どもの望んだ政策をぜひとも出していただきたいものだというので、そういう意味でしっかり注視をしていきたいなと思っております。

農水関係予算がずっと停滞のまま低水準で推移しておるということでございますから、大型で安定的な予算を国の方で、3 月に確保していただくというのが一番大きなことかなと思っております。米も数年前に 1 回がくんと落ちてからまた元へ戻っておりますが、ずっと低価格で推移しております、世間の方では価格転嫁とか、いろんなことを言われておりますが、農水産物につきましては適正な価格形成につきまして、どう憲法の中で具体化したものが出てくるのかなということで、本当に期待しておりますし、しっかり見守っていききたいなというふうに思っております。

そんなようなことが先月あったということで、地方にも大きく影響する話でございますので、見守っていききたいというふうに思っております。

それから 5 月 30 日に県選出の国会議員さんに要請する機会がありました。その中でみんなで申し上げていたのは、いろんなことが農水省の方から農業委員会に指示されるわけですが、指示はたくさん来るがそれに見合う予算が一つもついていない、人も足りないということで、全国的にも聞いた話では、農業委員会の職員さんが非常に少ない、仕事だけはどんどんどんどん増えていくということ聞いております。それもやはり、国の方から市町村長に向けて脆弱な状況をしっかり打開していただきたいということを、皆で声を上げてお願いしてきたいと思っております。いずれにいたしましても、ここ数年バタバタと具体的な政策が提案されてきて、流れ作業のように閣議決定もされていくのでは

会長 ないかというふうに言われておりますから、見守ってまいりたいなというふう
に思っております。ちょっと長くなりましたが、本日は、議案が6件、報告事項
2件ということで慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、3番委員、4番委員の2名の方よろしくをお願いいたしま
す。

それでは議事に入ります。

議長 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議
案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第44号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回12件の申請がありました。面積は 田 15,766㎡ 畑 1,561㎡ 計
17,327㎡です。

受付番号1～3番です。

この3件はすべて譲渡人が〇〇〇〇さんで、県外に居住しているため今後も
耕作できないということで、地元で耕作しておられます3名にそれぞれ譲り渡
すものです。

受付番号4番です。

譲渡人〇〇〇〇さんも、県外に居住しており今後も耕作できないため、地元
で耕作している譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号5～6番です。

譲渡人〇〇〇〇さんも、県外に居住しており今後も耕作できないため、それ
ぞれの譲受人に譲り渡すものです。5番の譲受人〇〇〇〇さんは、申請地で野
菜を作りたいということであります。6番の譲受人〇〇〇〇さんは、空き家を
購入して家の近くにある畑で自家用の野菜を作りたいということです。家のほ
うは仮契約済で3条の許可待ちの状態だそうです。

受付番号7～11番です。

譲渡人は〇〇〇〇さんの相続財産清算人であります弁護士の〇〇〇〇さん
です。〇〇〇〇さんの所有していた農地を、地元の方5人に譲り渡すもので
す。が、実際に耕作管理している譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものというこ
とです。

受付番号12番です。

譲渡人は〇〇〇〇さんで譲受人は10番と同じ方です。譲渡人であります〇
〇〇〇さんが労力不足で耕作できないため、地元の方に譲り渡すものです。

全ての案件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許
可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたし
ます。

(異議なし)

議長

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第 45 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 1 件の申請があり、畑 1 筆 17 m² です。

令和 5 年 12 月除外の案件として一度皆さんにもご審議いただいている案件でございます。申請人は〇〇〇〇さんで、転用目的につきましては集落用道路拡幅ということです。こちらの案件は、申請人の自家消費用の野菜を作っている畑があるんですけれども、そちらの方に入っていく道路がかなり勾配がきつくて、大変な思いをして耕運機を押して運んで耕作をしているという状況だそうでございます。

申請人は、まだまだここで 10 年以上耕作したいという思いがありますので、申請地の部分を少し広げて、軽トラに耕運機を載せて運びたいということで、今回の申請となっております。今回、この申請をされましたら、最低でも 10 年間はまだまだやりたいと思っておりますし、今後もできるだけやりたいということでございます。ここは許可がおりましたら集落の人も通る道なので集落用道路ということになるんですけれども、一応申請人名義の道路ということでずっと利用していきたいということでございました。

農地の区分につきましては、2 種農地ということになりまして許可基準の方は代替可能性なしというふうな言い方になるんですけれども、ここでしかできないという理由でこちらの農地を許可するというような基準になります。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第 46 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 4 件の申請があり、すべて田で 10 筆 14,254 m² です。

駐車場敷地	1 件	田	1 筆	1,626 m ²
鉄塔建替えに伴う資材置場・				1,559 m ² のうち
休憩所等敷地（一時転用）	1 件	田	2 筆	1,494 m ²
宅地分譲敷地	1 件	田	3 筆	1,439 m ²
工業用地造成のため	1 件	田	4 筆	9,695 m ²
計	4 件		10 筆	14,254 m ²

受付番号 1 番です。

令和 5 年 12 月除外案件として一度審議いただいているものです。譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんです。転用の目的としましては駐車場敷地ということで、地図を見ていただきますと申請地の隣に譲受人の会社が載っておりますけれども、今回生産量が 3 倍に増産するということで、そのために工場の増設工事を計画しているそうです。

増設工事を進めるに当たりまして、工事用車両の搬出や駐留するためのスペースが必要になるということです。工事中および工事完了後は、駐車場、従業員の駐車スペースがなくなってしまうということで、今回の申請地に新たな駐車場を確保したいということです。

工事後は完全に従業員の駐車場と来所駐車場を区分して、継続して使用していきたいということです。

農地区分につきましては、1 種農地ということで、許可基準は隣に既存地がありますので既存地の拡張ということになります。

受付番号 2 番です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社ということで、先月も申請があったかと思いますが、そのときはまた別の場所の案件になります。

ただ、内容としましては、同じような感じでありまして、鉄塔の建替工事に伴う仮設事務所・休憩所等として一時転用をしたいということでございます。

農地区分は、農用地で許可基準は一時転用ということです。

受付番号 3 番です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社さんで、譲渡人は 2 人おられまして、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。分譲敷地として転用したいということです。こちらの農地は準工というふうになっておりますけれども、用途地域内の農地でありますので、3 種農地ということになって、許可基準は原則許可となります。

譲受人は不動産の売買仲介業を行う会社なんですけれども、今回の申請地で 7 区画を計画しておられます。こちらの場所は、近くに大型店舗もありますし医院もあります。それからアパート等もありまして分譲地の需要は十分にあると見込まれて、こちらの申請地を選ばれたということです。通常ですと造成して分譲だけっていう転用はできなくて、建てるところまでが許可の条件なんですけれども、用途地域の場合は宅地分譲ということが可能なため今回の申請が上がっております。ただ、この譲受人は〇〇〇〇市でも許可を受けている案件があるそうです。更地分譲の場合、過去の許可の達成率が次の転用に影響する

ことになっています。あっちでもこっちでも順番にどんどん転用できないようにそういう規定があるんですけども、〇〇〇〇市の案件につきましては、現在 14 区画中 13 区画売却済みということでありまして、前の案件が半分以上終わっていないと次のところの許可は出来ないんですが、その条件はクリアできているということは確認しております。

受付番号 4 番です。

令和 5 年 12 月除外案件として皆様に一度お諮りしている案です。譲受人は南砺市で担当課でいえば商工企業立地課なんですけれども、今回 3 人の方の農地を工場用地として造成したいということで申請が上がっています。

こちらの場所は市の産業振興雇用促進のために、市が用地を取得して造成工事まで行って、それを企業に売るという案件になります。計画としましては、転用の場合は必要面積というものが大事になってきますので、ある程度計画というものがないと認められないものですから、除外のときから企業を既に言っています。

地図を見れば明らかに隣に企業がありまして、そちらに売却する予定で計画も出ておりまして、今回の転用面積も計算されております。この企業の駐車場として利用するために、今回市が造成したいということになります。先ほど面積も 9,695 m²と申し上げましたが、3,000 m²を超えていますので、こちらもまた現地調査して県の常設審議会の方で再度お諮りする案件になります。一応現地調査は 10 日を予定しております。

実は、除外のときには 350 台分の駐車場を計画しておられたんですが、その後の排水計画の見直しとか、それから調整池を確認しなければいけないとか、あとは安全面を考えて歩行者と車両の動線の見直しをされて、321 台分と台数は減ってるんですが、必要面積は変わらないということでそのままの面積で転用申請は出ています。

農地区分は、近くに病院と交流センターがありまして、さらに下水道と上水道が埋設されているということで、公共施設整備済み区域ということになり、農地区分は 3 種農地というふうに判断されます。許可基準につきましては原則許可ということになります。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

市が購入して造成して企業に渡すということですが、これは通例なんですか。

事務局

3 種農地だとそれが可能となります。

〇〇委員

3 種農地だとそれが認められているんですね。

事務局

はい。1 種農地、2 種農地だと、転用してそこを利用する人が許可を得ないといけないんですけども、3 種農地ですとさっきの住宅の件もありましたけれども、造成までして、誰か他の人に売ってということが認められているのです。

〇〇委員

現地確認はいつと言っておられましたか。

事務局

現地確認は 10 日を予定しております。

〇〇委員

結局は市に売ったことによって、何かやりとりとか違うのか。転用の場合は

事務局 そこら辺どうなんですかね。

〇〇委員 要は企業と直接やるのってことですよ。

事務局 私は以前福祉施設の転用に絡んだことがあります、それは施設名で申請でしたよね。

〇〇委員 福祉施設さんの場合は1種農地だったので、それができなかったんだと思います。

事務局 1種農地、そういうことか。

〇〇委員 そうですね。結局その農地が何種農地かによって、できるやり方が違ってくるといことです。

事務局 その区分けだったんですね。

〇〇委員 そうなんです。3種農地は許可基準がちょっと緩いので、できることも違ってくるんです。

事務局 市はちょっと高値で買うのかな。個人だったら基本的にはある程度値引き交渉とか何か話しするよね。

〇〇委員 その辺の買収単価につきましては、やっぱり協議の中で決まっていくものだというふうに思っておりますし、当然市であると予算というものがございまして、それに伴って単価というものも設定します。大概その周辺で行われている売買単価というものを参考にして、単価というものを設定しておりますので、適正な単価を目指したいと思っております。

事務局 個人にしてみれば、それは高く売れた方がいいと思うんですよ。

〇〇委員 それはそうだと思います。そこらへんはお話をしながらになろうかと思いません。

事務局 調整池とか、排水とかをどういうふうに流すとかいう説明は10日にあるわけですか。

〇〇委員 はい、現地を見ながらになりますね。今回もまた〇〇市の会長さんに来ていただきまして、県の転用担当の方と県の農業会議の方と、あと市の担当の方と、私達事務局で現地調査をする予定です。

事務局 勉強不足でわからないのですが、ここで承認して、現地確認して、どこへ排水がいったら、地域の土地改良とかの許可を得るとか、そんな細かい説明とかが終わってから農業委員会に上程されるのか、そこらへんはどっちが先なんでしょうか。

〇〇委員 県の現地調査は、県の審議会にかけるための現地調査なものですから、県の審議会は6月21日にありますので、そこで今度も〇〇市の会長さんに現地調査の結果を報告していただきまして、審議していただくような流れになってい

〇〇委員

ます。基本的には、市の農業委員会での審議が終わった後に現地調査があって、県の常設審議会に諮るといものになっています。まずは市の農業委員会を通らないと、県も次の調査ができないものですから。

事務局

事務局の方で、ご苦労願って現場の確認をしていただくというそういう形なんです。常設にかける前になんですよね。

〇〇委員

そうですね、常設にかける前に現地を見て疑問点とか質問をその場でしまして、その場で申請人さんに回答いただきまして、会長さんとか県の方々に納得いただいた上で常設審議会に臨むという感じです。

事務局

そうなんです。

〇〇委員

この会で承認いただいたら、こういう案件がありますということは事前に連絡はしてあります。

事務局

排水とかはもう、この場面ではOKということですか。

〇〇委員

そうですね、現時点では紙面上でしか確認はしてないですね

事務局

後から近隣の会長が来て、これじゃダメですねと差戻しになることはないんですかね。そこら辺がよくわからないですね。

〇〇委員

去年か一昨年でしたか、他市でなんかちょっと結構大きな面積の申請が漏れてた案件が横にあったような感じで、そういうので止まったか、次回送りだったか、そういうことは何か情報的に聞いたことありますけど、よっぽどのことがない限りは、大丈夫だと思います。

議長

わかりました。

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

(異議なし)

それでは、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

議長

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第47号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第47号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は2件の申請がありました。

どちらも〇〇地域で 田2筆 327㎡ 畑1筆 767㎡、計1,094㎡の申出がありました。

1番目の案件です。2筆どちらも田でございます。登記面積は76㎡と251㎡、所有者の方は〇〇〇〇さんでございます。

資料をご覧くださいまして、〇〇のお宮さんの左側といいますか、ずっと奥に入っていく田んぼが集まっているところで、一番奥にはため池がございます。その一步手前の右手の方にちょっと見た目は見にくいんですけど、堤があってため池があるというところの奥の農地でございます。

実はご本人さんもこの土地をよくご理解いただいてなくて、我々も事前に行っていたんですけども、そのときは確認できずに帰ってきたような状態でありました。こちらの方は昭和30年代以降に全く手付かずというふうに聞いておまして、写真の方をご覧くださいれば15ページの一冊の方で手前にちょっと草が見えて手前に堤があります。奥の方にちょっと丸を書いておきましたけど、2筆が順番に繋がるような形で、今となれば池の底なのか、さらに奥なのかちょっと分かりづらいとこでありますけれどもこういう形で現地の方を確認してまいりました。

〇〇委員 こちらの方は5月9日の午前中に〇〇委員さんに現地確認いただいておりますので、ご報告の方よろしくお願いたします。

事務局 今言われたとおり5月9日に現地確認に行ってきました。昔、小さなため池でそれ以前は農地があったということで跡地になっていることを確認してきました。

はい、ありがとうございます。

続きまして2番の案件です。こちらは畑で767㎡です。所有者の方は〇〇〇〇さんでございます。地図の方を見ていただきまして、横になりますけれども、右手下でちょっと隠れておりますが〇〇駅がありまして、左手方向にいきまして踏切までの間に用水が流れているところであります。

農地の方はこういう細長い三角形のような形で、地図の方では〇〇さんというお宅も載っていますけれども、こちらの方が先ほどの〇〇さんのご実家になられると聞いております。〇〇さんも相当ご年配だと思んですけども、このご実家はもう既に空き家となっておりますので、娘さんに当たられますので嫁がれてはいますが相続された土地ということでございます。

平成6年頃までは畑のように使っておられたということなんですけれども、その後、手がついておりませんで写真で見ますと、こちらの方は北側から撮ったような感じで、特に横に流れております用水との境には元々杉の木があったのか、2番3番の写真はかなり激しく山林化といいますか、原野化してるようにも見えるんですけども、1番の写真を見るとちょっと甘めかなというような、雑木がちょっと薄いかなという感じもしておりますが、これなら多分大丈夫だろうと思いつつ確認しておりました。

〇〇委員 こちらの方は5月24日に、午後からですけれども、〇〇委員さんにご確認いただいておりますので、ご報告をお願いします。

事務局 5月24日に現地確認してきました。平成6年頃までっていうことで、何とか空き家の方からなら丸太橋みたいなのがあって行けたのかなという気はしたんですけども、今現地を見る限り、杉の木が周囲にかかかって、全然畑になんかできるような状況でないんじゃないかなというふうに思いました。

議長

ありがとうございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

委員の方も、現地確認をいただいているところでございますが、以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 47 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

事務局

議案第 48 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 48 号について議案書をもとに朗読・説明＝

利用権設定等に関する案件で、今回は 5 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、62 件・194 筆の申請がありました。面積は、田 207,604 m² 畑 15,586 m² 計 223,190 m²です。

番号が 1 番～5 番までが相対契約になります。城端の 2 件分については、契約更新で、内容はそのまま契約更新されてるものです。3～5 番までについては、新規での契約で、平利賀地域のため賃借料は 0 円で設定しておられます。

6 番以降は農地中間管理機構を通した契約になります。耕作者で、農事組合法人〇〇営農の分は、前に契約してた方の分で一筆抜けていた分があるので、追加で契約したいというものです。その次に〇〇〇〇さんが借りられているものは、元々〇〇農産がやっておられたところを引き継がれます。

〇〇農産のものについては元々耕作しておられる分で契約していなかった分を今回契約されるそうです。〇〇農産については、今回新たに平場の方で契約依頼のあったものについて借りられるそうです。ずっといきまして 35 番で〇〇さんが借りられるものについては以前、隣の筆を〇〇さんが借りられたところお隣の筆を所有しておられる〇〇さんも自分も一緒に預けたいわということで、前回〇〇農産に預けておられたんですけど〇〇さんに担い手がえされました。

〇〇〇〇さんが借りられるものについては前回〇〇農産さんがやっておられたところです。〇〇〇〇さんが借りられるものについては、前回〇〇農産さんがやっておられたところで、今回〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで、〇〇農産さんがやっておられた山手の地域の分を今回担い手替えしておられます。

53 番以降の〇〇営農については、元々はあんまり契約をかわしておられなかったんですけど、組合員でない方の筆については今回改めて契約を交わしたいということで、設定しておられます。

56 番以降の農事組合法人〇〇〇〇については新規に柿畑を借りられるものです。次の〇〇〇〇さんについては、元々借りておられた筆で契約しておられなかった筆を契約されることになりました。次の〇〇〇〇さんも同じです。

流動化率は前回より微増の 62.52%です。

議長

〇〇委員

はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくをお願いします。

事務局

〇〇農産とそれから〇〇〇〇さんですか。こんなたくさんの筆数がスムーズに変更しておられるけど、それは何かの立場の方がやっぱり仲介みたいにしてうまく話をまとめていらっしゃるのですかね。

〇〇委員

おそらく農協が間に入っておられて、元々何ていうんですか、担い手は決まっていなくても〇〇農産がここのゾーンをもうやめられたっていう話を聞いておられて、次の耕作者さんを見つけてこられたのかなっていうのがありました。

事務局

〇〇委員

分かりました。やっぱり農協なんだね。

〇〇委員

たまたま〇〇さんも、経営規模拡大されたっていうっておられたので、ちょうどマッチングされたのかなと思います。

わかりました。ありがとうございました。

事務局

農事組合法人〇〇〇〇は、3年ほど前に一斉に賃貸の申請があったということで、3年前を思い出すと一反5,000円、オール5,000円で、賃貸契約をしておられるわけですね。去年あたりから一反0円の契約がずっと出てて、今回も申請のあったものは全部0円だった。これは農業委員会が構うことではないのですかね。というのは農地が隣に並んで、3年前は5,000円で今も1反5,000円もらっておられるわけですね。それでそのときから2年経って、今から契約する隣のうちは今度初めて契約するから0円やというようなのは、農業委員会の方で、0円と5,000円でいいのって言う必要はないのかな。

〇〇委員

去年、書類作成依頼があったときに5,000円の単価がついている人と0円の人と混ざっていたので、何か理由があるんですかって聞いたら、なんか果樹の手入れから摘果とか一連の作業を全部あんぼ柿さんの方でやったものについてはブランド化しておられるということで、実際隣の筆で0円のものとは5,000円のものがあるかどうかまでは確認してないんですけど、一応ちゃんと商品になるような柿になるまでは0円っていうふうには言われました。一応そういう区別で、0円のものとは5,000円のものがあるとは聞いたことがあります。

事務局

そうですか。

今は最初0円ですけどもそれだけ1年か2年かわかりませんが、手間をかけて、自社ブランドだというふうになると5,000円になっていると理解していますね。

〇〇委員

一応農地中間管理機構を通してのものについては、毎年春頃に賃貸の改定ありませんかっていう案内はお送りしているので、毎年変更する機会には、設けてはいるのです。変更があれば受け付けるという感じで、こちらから1年2年経ったんでどうですかまでは言ってないです。

議長

すいません。それはそうですね。

議長

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 48 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

事務局

議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 49 号について議案書をもとに朗読・説明＝

先の案件と非常に紛らわしいような名前でございますが、これは以前からあつせんと呼んでいた案件でございます。

皆様にも第 7 回の 2 月 5 日の総会のときに、当時は〇〇さんから中間管理機構へ譲り渡すということで、この表にそっくりなものをご審議いただいたと思います。今回は中間管理機構から、〇〇さんへ譲り渡されるという案件でございます。地図の方も 2 月のときと同じです。地目は畑で面積は 2,420 m²でございます。単価の方は、今度中間管理機構の手数料の 1%が入るということで、12 万 1,200 円ということであります。

議長

同じようなことを 2 回やってる感覚ではございますけども、こちらの方も前回同様に、あつせん委員ということで、〇〇委員さんと〇〇委員さんにご署名捺印をいただいて、進めている状況であります。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

事務局

報告第 14 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より説明を

求めます。

＝報告第 14 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 4 条例外と 5 条例外の二つあります。

まずは 4 条例外で 1 番の案件です。

届出人につきましては〇〇〇〇さんでございます。転用の目的は干し柿加工所ということでございます。こちらは、前回の総会で軽微変更の案件として一度報告している案件です。

その軽微変更の公告が 5 月 22 日に終わりましたので、その翌日の 5 月 23 日に受付ということで、転用の届出を受理しております。農業用施設で 4 条ということです。自分で自分のために農業用施設を建てる場合、届出でいいですよということで今回届出が上がっております。

申請人は干し柿を今一生懸命やっておられるんですけども、現在の加工所の方は狭くて、ご長男さんの方が、野菜の育苗事業というものをやっておられるようで、そちらの使用頻度も増加しているということです。同じ場所で今作業をしているそうなんですけれども、お互いの効率がどんどん悪くなってきているということで、今回お父さんであります申請人が、一部別棟という新しい干し柿作業所を設けまして、そこで作業をする計画を立てられたものでございます。

ご長男さんはポット苗というものの出荷をやっておられるようで、どんどん需要が増えているということです。培養土のミキサー機というものがあるそうなんですけど、それと近い位置で干し柿を熟成させると、細菌繁殖の懸念もありまして、今の状態はあまり思わしくないということです。

さらに申請人自身も今干し柿農家さんがどんどん高齢化しておられるものですから、できなくなった方のところを引き受けてほしいという依頼がどんどん来ているようで、今後自分自身も増産する予想が立てられておりますものですからこの機会に、新たな干し柿加工所を建築したいという案件でございます。地図の方を見ていただきますと申請人のご自宅の前という場所になります。

続きまして今度は 5 条例外の 1 番目の案件です。

地図は 5 条例外 1 ということで左側の方にちょっと矢印が二つ伸びているかと思いますが、こちら先ほどの 5 条一時転用申請の案件と同じところになるんですけど、先ほどは一時転用の許可を受けないといけない部分で、こちらは鉄塔自体を建てるための場所ということで、転用申請は本社の申請になってましたがこちらは届出ということで、〇〇支社からの届出になっていまして、住所もちょっと違ってきます。ただ会社としては同じ会社で同じ事業ということになります。

譲渡人は今回 2 人おられまして、〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さんです。届出地につきましては、258 m²と 271 m² 合わせて田 529 m²を新たに建てる鉄塔の敷地とそれの附属設備を設置するための敷地として転用するのですが、それにつきましては、転用の許可は不要で届出だけでいいということになっているので今回の届出となっております。

続きまして 5 条例外の 2 番目の案件です。

譲受人は、〇〇〇〇株式会社北陸支部さんでございます。譲渡人は今回、6 人いらっしゃいます。

届出地につきましては、田 6 筆で 11,760 m²のうち 1,711 m²です。転用目的は、電力線他張替えのための架線装置施設、それから通路の設置ということで、

こちらは一時転用ということでございます。この間からお話ししているのは、今回一番目もそうですけど、鉄塔を建て替えたいという話だったんですけど、2番目の案件はその電線の張り替えをしたいという案件でございます。

議長

電線の張替えも届出でいいという案件になっておりまして、電線の張替えをするための装置施設、それから通路までが一応届け出で認められている部分になります。いつもより分かりにくい位置図で申し訳ないです。必要最低限の場所ということで面積を出されまして、そのため地図は細かい形になってまして、いつもの地図で表記できないぐらいですけども、そちらを一生懸命計算されての面積になったということでございます。一時転用ということでございますから、期間が限られておりまして、令和6年7月1日から12月31日までの6ヶ月間されたいということでございます。電線の張替えですから電線が緩んで下がってくるんですけども、それが下に当たって危なくならないように、足場を組んでやられるということで、その足場の部分も一応転用の申請はいらぬということにいろいろ協議した結果なりまして、今回の届出となっております。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

事務局

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第15号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回56件の届出がありました。

面積は、すべて田で125,106㎡です。

受付番号1～2番は、5条転用するために合意解約したものです。

受付番号3番は、3条申請するために合意解約するものです。

受付番号4～5番は、5条転用するために合意解約したものです。

受付番号6番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号7番は、配分側のみを合意解約して担い手を変更するものです。

受付番号8～31番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号32～33番は、所有者が自作するために合意解約したものです。

受付番号34～35番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号36～37番は、柿を作っていたがぬかるみがひどくて管理終了するために合意解約したものです。

議長

受付番号38～44番は、担い手も変更して農地中間管理機構通しにするために合意解約したものです。

受付番号45～55番は、担い手が法人を立ち上げたので、法人との契約に切り替えるために配分側だけ合意解約したものです。

議長

受付番号56番は、建物が建っていたところを分筆して合意解約するものです。

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

それでは、その他の案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

議長

- ・ 農業新聞購読依頼（会長より）
- ・ 全国農業会議所発行図書のご案内
- ・ 総会終了後、各農協単位での地域計画の今後の打合せのご案内

ほかに何かご意見はございませんか。

（特になし）

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和6年7月2日（火）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時24分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長